

議案第13号

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町国民健康保険条例（平成17年多可町条例第134号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る多可町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

多可町国民健康保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>